

報告期限 令和7年3月31日

千葉県保健所 感染症対策課 行
FAX: 238-9932

結核定期健康診断結果報告書

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の7による報告)

(あて先) 千葉県保健所長

実施年月 年 月

報告年月日 年 月 日

名称 及び 所在地	名 称		電 話 F A X	
	所在地			
	メールアドレス			
	代表者名 (担当者名)			
対象者の区分			職員	入所者・学生・収容者
ア	対象者数 (ア＝イ＋ウ＋エ) ※1		人	人
イ	内 訳	胸部エックス線受診者数①＋②	人	人
		間接撮影者数①	人	人
		直接撮影者数②	人	人
ウ	かく痰検査者数		人	人
エ	未受診者数と その理由	退職・休職	人	人
		妊娠等	人	人
		その他 ()	人	人
被発見者数 ①＋②＋③			人	人
内 訳	結核患者数 ①		人	人
	潜在性結核感染者数 ②		人	人
	結核発病のおそれがあると診断された者の数 ③		人	人

※1 業務に従事する者全て (常勤・非常勤含む)

※裏面の記入上の注意などをお読みください。

◎定期的に結核の健康診断を実施することにより、結核の**早期発見・早期治療**につなげることを目的としています。

＜報告の義務がある施設一覧＞

施 設 区 分	対 象 者	実施回数
① 病院・診療所・助産所・介護老人保健施設	「職員」	年 1 回
② 社会福祉施設 ※ 2	「職員」 及び 「65 歳以上の入所者」	年 1 回
③ 小学校・中学校 等	「職員」	年 1 回
④ 大学（短期大学含む）・高等学校・高等専門学校・専修学校又は各種学校 ※ 3	「職員」 及び 「本年度入学した学生」	年 1 回
⑤ 刑事施設	「20 歳以上の収容者」	年 1 回

※ 2 社会福祉施設とは、社会福祉法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設

※ 3 修業年限が一年未満のものを除く。

＜記入上の注意＞

- ・ 名称等：施設名。なお、受診医療機関名は不要
- ・ 対象者数：職員は、常勤・非常勤等を問わず、全数を記入。施設内にある医事室等の職員も全数に計上
- ・ 対象者以外：主に所属している先が他にある方
- ・ 健康診断受診者数：対象者のうち、健康診断を受診した者
- ・ 胸部エックス線検査者数

{	同一の者が間接・直接両方を受けた場合→「直接」に 1 人として計上
	デジタル撮影の場合 →「直接」に 1 人として計上
	間接・直接どちらで受けたか不明な場合→「間接」に 1 人として計上
- ・ かく痰検査者数：同一の者が胸部エックス線検査とかく痰検査を受けた場合→
「胸部エックス線検査」と「かく痰」にそれぞれ 1 人として計上

＜法的根拠＞

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 2、第 53 条の 7、同法施行令第 11 条、第 12 条

＜報告様式＞千葉市保健所感染症対策課ホームページからダウンロード可能。

＜検査項目＞

胸部エックス線検査（間接または直接）、かく痰検査（必要がある場合に実施）

＜報告期限＞

令和 7 年 3 月 31 日（健康診断結果判明後、速やかにご提出ください。）

＜提出方法＞

郵送、FAX、ちば電子申請システムのうちいずれか。

＜提出先・問合せ先＞ 千葉市保健所 感染症対策課

〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1-35 千葉ポートサイドタワー 11 階

FAX：043-238-9932 TEL：043-307-6606